

小値賀町議会第1回定例会 (第10日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	浦	幸	郎
会	計	熊	脇	也
総	務	中	川	也
住	民	吉	元	信
福	祉	平	湯	浩
産	業	西	村	之
産	業	尾	崎	三
建	設	升	水	司
診	療	尾	野	昭
教	育	田	川	信
農	業	蛭	子	市
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	大	田	一	夫	
議	会	事	務	局	書	記	岩	坪	百	合

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成26年3月14日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員 ）
- 第 2 議案第32号 平成26年度小値賀町一般会計予算
議案第33号 平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計
予算
議案第34号 平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
議案第35号 平成26年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会
計予算
議案第36号 平成26年度小値賀町渡船事業特別会計予算
議案第37号 平成26年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
議案第38号 平成26年度小値賀町下水道事業特別会計予算
議案第39号 平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会
計予算
- 第 3 議案第13号 小値賀町総合計画の策定について
- 第 4 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第 5 町税等の滞納に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査（審査）に
ついて

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番・浦 英明議員、8 番・岩坪義光議員を指名します。

日程第 2、議案第 32 号、平成 26 年度小値賀町一般会計予算から議案第 39 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算までを議題とします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。 末永委員長

予算特別委員会委員長（末永一朗） 皆さん、おはようございます。

報告書をお手元にお配りしておりますのでご覧ください。

平成 26 年度予算特別委員会報告。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により、報告します。

本委員会を開いた年月日、場所、2. 出席した委員の氏名、3. 欠席した委員の氏名、4. 出席した委員外の議員の氏名、5. 説明のため出席した者、6. 職務のために出席した者につきましては、報告書に記載しております。7. 付託を受けた事件の件名及び 8. 会議に付した事件の件名は、

議案第 32 号 平成 26 年度小値賀町一般会計予算

議案第 33 号 平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 34 号 平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計予算

議案第 39 号 平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

の 8 件についてであります。

審議の結果を申し上げます。

本特別委員会に付託を受けた議案第 32 号から議案第 39 号までの 8 件について、3 月 6 日から 3 月 10 日までの 3 日間会議を開き、各議案について質疑を重ね、慎重に審議した結果、議案第 32 号が修正可決、議案第 33 号から議案第 39 号までの 7 議案については原案とおり可決すべきものと決しました。

審議の経過としては、委員から意見及び主な質疑は次のとおりです。

3日間にわたり、各会計の質疑を行いました。その後、予算案に対して、滞納処分問題や小値賀会出席補助金についての意見や、学校給食の件について意見が述べられました。小値賀会出席旅費補助金及び学校給食共同調理場建設工事などに対する意見が出され、二つの修正案が提出されました。小値賀会出席旅費補助金と学校給食共同調理場建設工事などについて、減額する修正案に可決による賛成多数で否決、一方、小値賀会出張旅費補助金のみの減額する修正案は賛成多数で修正可決と決しました。

特別会計については、7会計全て原案のとおり可決されました。

審議の経過としては、委員から意見及び主な質疑は次のとおりとなっております。

滞納処分関係では、滞納額が増加した要因や滞納、徴収計画の状況などの質疑がありました。

また、福祉事務所設置による特別地方交付税の措置に関する質疑も出されました。生産組合の解体跡地利用や、小値賀会出張旅費について、さらに学校給食共同調理場建設工事の増額についても質疑されました。

議案 32 号、平成 26 年度小値賀町一般会計予算について、修正可決となった経緯として、小値賀会出張旅費補助金のあり方が、本来の補助金としての公益性の観点から、いかがなものかとの意見が出された。町の予算は町のために使うべきとの意見や、ふるさと納税のことがあるならば、小値賀会の会議は小値賀で開催されればいいのかとの意見があり、最終的には修正案が出され、賛成多数で、平成 26 年度一般会計予算については修正可決となったものです。

意見のまとめとして、質疑、討論された意見などは次のとおりです。

一般会計前年度比 4 億円増額となっているが、身の丈に合った事業をするべき。ハード事業が多く、事業費も増額している。今後、診療所建て替えなども予定されるので、これからはある程度のハード事業を絞っていくべき。経常収支比率も本年度の当初予算ベースでは約 85%となり、財政の硬直化が進んでいるので、注意が必要。藻場再生に向けた対策の強化が望まれる。町税の徴収額が減っている。その分、滞納額が増えているのが心配されるので、滞納調査特別委員会でも注視していくべき。工事費の修理費が増えているが、次のことを配慮した場合には、早めの対策が効果的である。国民健康保険の収納率の向上に努めてもらいたい、などの質疑や意見がありました。

最後に、議案第 32 号、平成 26 年度小値賀町一般会計予算に対する委員会修正案について、ご説明いたします。お手元に配付している別紙資料をご覧ください。

今回の修正は、総務費の小値賀会出張旅費補助金 13 万 5,000 円を削除するも

のです。1頁、第1表『歳入歳出予算』の一部を次のように改める。歳出、2款・総務費、1項・総務管理費、2款・総務費の金額を3億6,461万5,000円に。1項・総務管理費の金額を3億1,519万2,000円に、それぞれ改めるものです。予備費を713万5,000円に改め、歳出合計はそのまま変わらず、28億7,000万円とするものです。歳入歳出予算事項別明細書については、皆さんにお配りしたとおりです。

以上、予算特別委員会の審査結果報告を終わります。

議長（立石隆教） これで報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

これから、議案第32号、平成26年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

土川議員

5番（土川重佳） 私は、本予算案に原案賛成の立場で討論をいたします。

当町の置かれている厳しい財政状況にあって、住民の全てが満足する予算を編成することは不可能であることは、どなたも理解するところであります。財源が厳しいだけに、行政サービスの大幅な拡大はありませんが、このような中にあっても子どもたちのための小中学校給食施設の整備をはじめ、きめ細かい配慮が随所にうかがわれます。一部修正として、各小値賀会に対する補助金の削減が提案されていますが、今後、ふるさと寄附金のお願い等、本町に対しての、今後重要な財源確保が見込めます。しかし、各小値賀会においても、会員確保や世代交代ができず、高齢化になっているなど問題も多発していることから、各小値賀会の事務局長クラスと小値賀の担当者が集まって、様々な方向性がないかとの考えから、旅費の一部を補助することで、毎年参加できない事務局長クラスを一度に集め、ふるさと寄附金制度の説明や小値賀町との情報交換などの会議を促す絶好の機会に、地方自治法における「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附金または補助をすることができる」と明記されています。補助金交付金がなぜ悪いのか理解できません。小値賀を応援したい、そのためには、応援するに値する小値賀にすることが大切であり、そのためにはきめ細かな絆を常に保つことが大切だと思います。単に小値賀会のためではなく、小値賀のための対策として慎重に対処されることを望みます。

今年度、一般会計予算は28億7,000万と、昨年より16.2%も増額し、テレビ

のニュースでも取り上げられました。小値賀の基幹産業である漁業者への引き続き充当される燃油高騰対策や、強い水産業づくりへの様々な予算配分、又は農業へは施設・ハウスの建設等、農水産業に対する経済活性化対策、さらに小中学校給食施設整備など、若いお母さん方の負担を軽減し、少子化対策への刺激剤としても決断されたことは、子どもたちの健康はもちろん、小中高一貫教育の中で高校存続問題についても、今後の対応策にも励みがつくものと考えられます。

以上の理由をもって、私は平成 26 年度小値賀町一般会計予算原案に賛同するものです。以上です。

議長（立石隆教） 次に、原案及び委員会修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 26 年度予算、とりわけ一般会計予算については、施行主要事業一覧を見る限り、メンテナンスに力点が置かれております。メンテに要する経費に関し、おおよそ 1 億あまりの一般財源が投じられておりますが、ハード部門の約半分を占めております。インフラに関するもの、計画的なものでやむを得ない面もあると思いますが、今後の小値賀町のあり方を考えれば不安が残ります。

ところで、小値賀町の人口動態を見てみると、これだけでは不十分ではないかと考えております。人口の減少が加速しているからであります。町の問題として喫緊の課題は、漁業、農業、商工業者の後継者問題であり、議会も特別委員会を設置している藻場の再生であります。前者については多少の対策、漁業担い手 2 人分の予算や I ターンに対するハウス事業があるが、正組合員漁業者 50 歳代以下は 13 人と、10 年後を考えた場合には、果たして漁協の存続は可能なのか心配であります。また農業は、今まで I ターン政策が主だったが、U ターン者に対する政策に力点を持つていくことが肝心であります。そのためには、採算が合う農業とは何か模索すべきである。商店街が段々、シャッター化している。観光客が笛吹を歩いて「この町はゴーストタウンか」と思われぬような対策が必要であります。いろんな方策を用いて、交流人口を増やす計画を練ることだ。

こういう観点から施行主要事業一覧を見ると、漁業については後継者育成の点には大いに不満が残るし、U ターン農業政策も鮮明ではない。離島流通コス

ト削減策は家計の一助になっても抜本的政策ではありません。なぜなら次期を担う生産者が減少する一方だからです。交流人口拡大策は、5年後にも現在の倍ぐらいの数値目標を掲げるだけの覚悟を持つべきだと考えます。交流人口が増えれば、それに関わる職場が発生し、農産物、水産物の水揚も増えてくるからであります。藻場対策にしても、離島漁業再生交付金等の中でガンガゼ駆除等に頼るばかりでなく、自前の研究費を使ってでも試行するぐらいの意識を持つことが肝心であります。議会が先行した藻場対策のアマモに60万ぐらいの予算付けぐらいでは、熱意が見られません。可もなく不可もなくというのが、一般会計予算に対する私の感想です。

さて、今回の予算の中で一番気になるのは、修正の対象になった小値賀会出席旅費補助金であります。13万5,000円と小額ではありますが、本来、町の予算は町民のために使われるべきもの。それが、議員でさえ自前で行くのに、直接関係のない島外者に支給するのは理解できません。補助金支給の範疇を超えていると言わざるを得ません。全員集まる関西小値賀会で活性化策を話し合うということですが、何も大阪に限らず小値賀で開催して、そのための旅費を計上することのほうが、余程筋がとおります。いくら小値賀町が財政的に余裕があっても、納得いかない性質のものであります。

したがって、平成26年度の一般会計予算については、修正案に賛成いたします。以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、平成26年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本案の委員長の報告は、『修正』です。

本案を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成26年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 33 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 34 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 35 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 36 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号、平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 37 号、平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 38 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 39 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 25 分 —
— 再 開 午 前 11 時 27 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 3、議案第 13 号、小値賀町総合計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 13 号、小値賀町総合計画の策定についての提案の理由を申し上げます。

皆様ご承知のように、従来の小値賀町総合計画は第 1 次計画から第 3 次計画まで、10 年をワンスパンとして策定されてきました。これまで基本構想策定の際には、議会の議決が義務付けされておりましたが、先般 23 年に地方自治法の改正がありまして、自治体への策定義務もなくなっており、それに伴い、町議会の議決事項からは除かれることになりました。この改正は地域主権改革に伴い、国から地方への義務付け、枠付けの一環として実施されておりまして、ただ単に総合計画や基本構想がその役割を終えたということではなく、作成するかどうかの判断を各自治体に新たに任せられたものだと解釈をしております。

第 3 次総合計画は平成 24 年度に作成され、23 年度末で期限切れを迎えており、現在は総合計画が無い状況であります。事務的には離島振興計画や過疎自立促進計画等の計画が、毎年のように議会の議決を受け更新されており、特に支障は出ていないとの認識を持っております。しかしながら、将来の町づくりの指針となる基本構想や基本計画が、全く必要がなくなったということはないのではないかと、事業計画を立て、予算を編成する執行部としてもそのように考えまして、新たな 10 年計画の策定に着手してまいりました。

したがって、そのような考え方から、小値賀町の総合的かつ計画的な行政運営を示すものと言われる総合計画は、町民の皆さんと一緒に策定し、将来の小値賀町の町づくりの指針を示す必要があると考え、去年より住民アンケート等も実施しております。それを踏まえて、係長クラスで作業部会を立ち上げ、また役場の課長クラスで構成する策定委員会により、この総合計画策定の作業を去年からやっておりましたがなかなか捗らず、年が変わったこの時期にギリギリ何とか形を整えまして、たたき台を策定しまして、各種団体の代表から構成する小値賀町総合計画審議会に諮問をしまして、その答申をいただきました。その答申をご紹介いたしますと、「計画について、町づくりの指針として妥当なもの判断する」とされております。加えて、「今後の町政運営にあたっては、この計画が町民の計画であることをよく認識され、本答申の趣旨に沿い、最大限の努力を払って実施されるよう要望いたします。また、審議の過程で定義された意見を十分に考慮し、住民と行政の連携のもとに施策を着実に推進さ

れ、美しい海のまち、生き生きとした産業のまち、ふれあいとやすらぎのまち、小値賀の基本理念を実現するため、全力を傾注することを期待します」という意見でございました。

また、議会策定の総合計画も見せていただき、それも参考にしながら審議会の答申を踏まえまして、先日、議会の皆さんに議案として提出する前にお示しをし、全員協議会で協議をしていただきもし、その結果を踏まえまして、本日、議案として提出することとなりました。

先日の議会の全員協議会では「もう少し夢のある総合計画にしたら」とのご意見もいただきました。逆に「あまり実現の見込みがないものを入れるのはどうか」との、審議会のご意見もありました。私も少しは夢みtainな計画も取り入れてもとの考えも持っておりまして、若手職員や係長会には話していたのですが、どうでしょう。いささか総花的な基本構想になったかなとは感じております。

本案は、内容的にも総合計画審議会の答申を受け、議会全員協議会にお示しし協議したものを一部修正し、提案となっております。今後は実施計画に基づき、諮問にもありますように年度計画を立て、美しい海のまち、生き生きとした産業のまち、ふれあいとやすらぎのまち小値賀の実現のため、議会をはじめ町民の皆さんのご支援とご協力をいただきながら、政策の策定に努力していきたいと考えますので、慎重にご審議をされ、適正な判断を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

3 番（宮崎良保） お伺いをいたします。

第4次小値賀町総合計画については、ほんとに素晴らしく分かりやすい計画ができあがったと思っております。しかし各分野等について、なかなかちよつと、首をかしげるところもあるのかなと思っておりますけれども、近年の地方分権の中で、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということでもあります。ということは町民も含めてこの計画を策定することが必要ではなかったのかと思いますので、今回、2年前からアンケートをとったり、様々なことで町民との関わりを持って作ったこととは思いますが、実際にこの計画を作るに当たり何人の町民と関わり、町民の声をどんなふうに吸い込めたか、お伺いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

この総合計画を作るに当たっては、まず住民の声を聞くということでは、高

校生以上の小値賀町民全員にアンケートをとるということを行いました。それともう一つは、各分野ごとにそれぞれ自分たちが担当するいろいろな組織といったところから意見を吸い上げるということで、それもまた住民の意見を取り入れることになるのかなというふうに考えて行いました。もう1点は、これの審議会委員を公募するということを行いました。そういったところで住民の意見を入れるという格好を、今回はとらせていただきました。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 町民の声を確かに聞いているとは思いますが、そのまとめ方なんですけども、ちょっと見たときにそれぞれの課の計画を集合体とした計画ではなかろうかと思うんですね。10年後のあるべき小値賀の姿を見たときに、10年後のビジョンとか計画、目的が示されないような状況がいささか見受けられることがあります。各課の計画のまとめをどのようにしたのか。ただ単に審議会に諮って、それを「オッケーですよ」としただけでは、ちょっと10年後のあるべき姿が見えないような気がいたしますので、その辺のまとめをどうしたのかをお伺いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

宮崎議員がおっしゃるように、まず10年後の姿を決めてから計画を作るというやり方もあるかと思いますが、逆に現実から可能なことを、それから今抱えている課題というのが、まあ一番、それぞれの役場の職員が普段から業務に携わっておる関係で、それを把握した上で、その問題が10年間でここまでいけるんじゃないかというような、そういったところで10年後のあるべき姿を想定、その辺の現実的な視点で作ったかなというところはあるかと思います。その辺につきましては、先ほど町長の提案理由の中でも、いくらか、そういったきらいがあるのかなという指摘はあります。

そういうことでございます。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） そのようなことであれば、せつかく計画が3年後あるいは5年後に見直すということが掲げられておりますので、総合的なそういった観点で5年後に、そういったあるべき姿等々を含めたこれの作り方を、もう少し検討する余地があるのかどうか、お伺いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

総合計画の作り方につきましては、従来から大手のコンサルタントに頼むところもあれば、割と地域づくりのプロフェッショナルというか、全国的にも有名な人を呼び込んで作るという方法もございますし、いろいろなやり方がある

うかと思えます。今後、この改正においては、できるだけやっぱり、人口が少ない中で後継者の問題も多くて、町の担い手が非常に少なくなっているという中で、一般に公募をかけても手を挙げて出てきてくれる人が少ないような小値賀町の現状があります。そういったことで、人材育成っていうことも非常に重要ではないかなということで、今回の総合計画にはそういったことも含めた考えを持っておりまして、人材育成の中でも総合計画をテキストとして使って、普段からそういったことを題材に、お互いに意見を出し合うような、そういう人材育成の研修や講座といったものを、今後、持っていきながら、見直しの時期にはその人たちが鍵となるような方向に持っていければと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **近藤議員**

1番（近藤育雄） お伺いします。

基本構想の中の第2に示されていますけども、3点ほどあります。その一番の「広く町民に情報を公開して、まちづくりへの参画を促します。」ということが述べられております。広く町民に情報を公開する方法について、手段について、お伺いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

広く町民に情報を公開する一番の方法は、小値賀新聞等だろうと思っております。そういったときにできるだけ、町の動きを特集を組んで公表する、まあ毎月毎月というわけには、なかなかいかないと思うんですが、特集で出すとかいったことが、今考えてるところでございます。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） それではちょっと不十分じゃないでしょうか。

私も最後まで読み込んではいませんが、今後10年間の指針となるべきものですので、今、町内は1300何世帯ですか、1400世帯切ってると思うんですけども、世帯全員にこういったものを冊子化して配るという考えはないんでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） このものズバリというのは、結構ボリュームがありますので、これをまとめた概要版というものを作成して、それを各世帯にお配りしたいと考えています。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 概要版が何頁、どういったボリュームになるのか、ちょっと不安なんですけども、当初予算の総務費の印刷費の中をチェックしたんですけども、前年度と比して増えるのかなと、この件があるんではないかと思ったんですけど、逆に減ってるみたいなんですけども。本当に町の動きを真剣に考えている

人が何人もおられます。議員は当然ですけども。やはりあんまり簡素化せずに、早い機会に町民に、議決が済めば、少しお金がかかっても、最悪、補正で起こしてでも、そういった知らせ方を是非やって欲しいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

ある程度の部数については、平成25年度予算の中で考えております。製本したのもある程度の数はあるかと思えますし、そういった概要版を作るということも必要だろうと思っております。必要であれば、お分けできるような形でやる。小値賀町全世帯にこの同じものを配るという意味じゃ、現在のところ思っておりません。全世帯に配るのは、ある程度のボリュームにはなるかと思えますけれども、概要版でいいのではないかと考えておまして、必要な方が求められる分については、提供していきたいと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

近藤議員

1番（近藤育雄） 本総合計画に賛成の立場で討論をさせていただきます。

日々刻々と変化している社会情勢の中で、10年後のことというのは誰にも分からないことでもあります。しかし、指針も何もない、行き当たりばったりで行政を進めていくわけにはいかないわけでもあります。そんな中で今回、係長クラスを主体に実務者レベルで、約2年間を費やして仕上げられた総合計画に対し、一定の評価をするものであります。

議会も約1年間をかけて議会版の総合計画を作り上げました。行政が作り上げた、言わば問題解決型とも言える総合計画。そして議会が作った、少し夢を盛り込んだ総合計画。どちらも住民の代表者も参加して作り込んだ、魂の入った計画であります。本総合計画を早い機会に、町民全員に知らしめる行動を起こしていただきたいと思えます。

私も議員として、また町民の一人として、本総合計画及び議会版の総合計画、昨日示された総合整備計画及び自立促進計画、これは変更がありましたけども、そういったものを常に身近に置いて、正にバイブルとして進捗を注視していく所存でございます。

これをもって、賛成の討論とさせていただきます。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号、小値賀町総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、小値賀町総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

3 番（宮崎良保） 議長、動議。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3 番（宮崎良保） 議案第 13 号、小値賀町総合計画の策定について、附帯決議を提出したいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（宮崎議員、議長へ附帯決議案、提出）

— 休 憩 午 前 11 時 47 分 —

— 再 開 午 前 11 時 48 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ただいま、宮崎議員から附帯決議案が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

附帯決議案の動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに対して、採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは、可決されました。

しばらく休憩します。

（追加議事日程表及び附帯決議案、配付）

— 休 憩 午 前 11 時 48 分 —

— 再 開 午 前 11 時 50 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

追加日程第 1、議案第 13 号、小値賀町総合計画に対する附帯決議案を議題とします。

宮崎議員から、お手元にお配りいたしました附帯決議案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

宮崎良保議員

3 番（宮崎良保） 議案第 13 号、小値賀町総合計画に対する附帯決議案について趣旨説明を行います。

総合計画の策定は、1969 年、地方自治法改正において、地域づくりの最上位として位置づけられる財政計画で長期展望をもって、計画的・効率的な行政運営の指針が盛り込まれ、総合計画の策定が義務付けられました。

おおむね 10 年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」、5 年程度の行政計画である「基本計画」、3 年程度の具体的な施策を示す「実施計画」の 3 つを合わせ、地域の将来像やなすべき施策やプログラムが記述されました。

しかし、近年、地方分権改革の流れの中で「地域のことは、地域に住む住民が責任を持って決める。」ということで、平成 23 年の自治法改正により、第 2 条第 4 項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」の条項が削除され、総合計画の策定については義務ではなく、市町村の自主性に委ねられることになりました。

小値賀町においては約 2 年間かけて、このたびの第 4 次総合計画を策定し、基本構想については、第 2 次総合計画で掲げた基本構想を継続しながら分かりやすいイメージとなっています。また、各基本計画においても 現状と課題、基本方針、主な取り組みと時期、成果目標を掲げ、前回より分かりやすいものとなっております。

しかし、地方自治法の改正により以前の形式に縛られないで、小値賀町独自の総合計画が作れる状況となったにもかかわらず、以前の策定形式から脱却ができていないように思われます。

分野ごとには素晴らしい計画を策定しておりますが、この総合計画からは 10 年後の小値賀のあるべき全体像が容易には見えてきません。

地域独自の総合計画ができるようになったのですから、この際、高い目的とかビジョンとか町づくりの理念を明確にしていくことが必要であると思います。

議会では、自治法改正を機に、第 4 次小値賀町総合計画を策定するに当たり、議会の視点からの総合計画策定を試みました。小値賀町においての最も上位の総合計画として、主体的な検討を行い、責任を持って決定できるようにすべきと心得るからでありました。

策定作業の最初に考えたのは、総合計画の策定主体は町民と行政の双方である地域社会全体であり、その目標の実現に対する責任は、地域社会全体が負う

という位置づけであります。そのためには、総合計画の策定根拠及び手続きを明確にする必要が生じ、議会では最初から住民と共に作業を進め、試作された総合計画は、従来の「行政計画」より「公共計画」の性格に近いものになったと思っております。これも今後、検討すべき総合計画のあるべき姿の一つです。

これからの総合計画は、要点が明快で分かりやすく、何を目標としてどのようなことを実施するのかを明確に示す必要があり、また策定内容を町民と共有することが重要です。町民と共に策定し、その内容は町民に分かり易く示し、町民と行政が共に目標到達へ向けた実施について責任を持つという総合計画でなければならないと考えます。このような意識を町民と行政で共有することで、協働型の町づくりが可能となると考えます。

今回の総合計画は、5年後に見直すとしております。その折には、総合計画の位置づけや町民参加機会の充実、町民が共有しやすいビジョンや分かりやすい目標の提示など、総合計画の抜本的かつ総合的な改正を5年後を目途に実施することを求め、お手元に配付したとおり、議案第13号、小値賀町総合計画に対する附帯決議案として提出いたします。

よろしくご審議の上、ご決議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

伊藤議員

9番（伊藤忠之） 私は、議案第13号、小値賀町総合計画に対する附帯決議案に賛成の立場で討論をいたします。

平成23年の地方自治法改正により、総合計画の位置づけが大きく変わりました。すなわち、法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図られ、市町村の自主的な取組みとしての総合計画に生まれ変わったと理解しております。

今回の第4次小値賀町総合計画は、これからの小値賀町行政を担う若手の職員を中心に、住民へのアンケートをとるなど、町民の要望や考えを吸い上げる努力をし、長期にわたって策定作業を行い、各方面からの資料収集など、誠に慎重に地元の視点を大事にした計画づくりに取り組み、目標値の設定など比較的分かりやすいものとなりました。このことは大いに評価するところでありま

す。

しかし、もっと地域社会全体を主体とした総合計画に取り組むべきではなかったかと、少々物足りなさを感じているのも事実です。最初から住民と共に新たな段階に入った総合計画の位置づけを話し合い、住民と行政が共に目指すべき小値賀の将来像を描き、その目標を実現するために現実的な政策や具体的な実施手順などを官民ともに協働の形で進められなかったのかと思います。

過疎化、少子化、高齢化など小値賀町の現状は大変厳しいものがあります。さらに、これからの10年から20年の動向いかんによっては、消滅地域へ急激になだれ込んでいくことになる可能性も十分に有しています。だからこそ、今こそ地域社会全体が一丸となって、まちづくりに取り組んでいく指針となる公共型の総合計画が必要だと考えます。

これを実行するためには住民の意識づくりの必要性やリーダーの育成、会議や作業のあり方など準備すべきことが多いとは思いますが、これらを何とかクリアしていただき、真の本町上位の計画としての位置づけにふさわしいものを策定していただきたいと思います。

次の5年後の見直しに向けた取り組みを促す意味で、この附帯決議案に賛成をいたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第13号、小値賀町総合計画に対する附帯決議案について、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、附帯決議案は可決されました。

日程第4、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第5、町税等の滞納に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

町税等の滞納に関する調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、特別委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

町税等の滞納に関する調査特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、町税等の滞納に関する調査特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成26年小値賀町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

— 午 前 12 時 1 分 閉 会 —